3　（略）

（名簿の訂正）

第五条の三　（略）

（廃業等の手続）

第五条の四　（略）

（指定流通機構への登録事項）

第十五条の十一　法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該宅地又は建物の取引の申込みの受付に関する状況

三・四　（略）

（従業者名簿の記載事項等）

第十七条の二　法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（削る）

一～四　（略）

2　（略）

3　法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4　（略）

代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3　（略）

（名簿の訂正）

第五条の四　（略）

（廃業等の手続）

第五条の五　（略）

（指定流通機構への登録事項）

第十五条の十一　法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

（新設）

二・三　（略）

（従業者名簿の記載事項等）

第十七条の二　法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　生年月日

二～五　（略）

2　（略）

3　法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4　（略）

（指定流通機構の指定の公示事項）

第十九条の三　法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、第十九条の二の七の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

（信託会社等の届出）

第三十一条　法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一　（略）

二　役員の氏名及び令第二条の二で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　（略）

四　前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名

五　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第四条第二項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第一条の二第一項各号（第七号及び第十一号を除く。）に掲げる書面

（削る）

（削る）

（指定流通機構の指定の公示事項）

第十九条の三　法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、前条の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

（信託会社等の届出）

第三十一条　法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一　（略）

二　役員の氏名及び住所並びに令第二条の二で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三　（略）

四　前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名及び住所（同条第二項の規定により同条第一項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、その氏名）

五　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　事務所について法第三十一条の三第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

三　届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四　相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書面

五　事務所を使用する権原に関する書面

（削る）